

3. バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックの活用方策の検討

3. 1 既存のガイドブックとの対応関係整理

「2. 1 既存調査等における指摘事項等の整理」及び「2. 2 事例ヒアリング調査」による調査結果について、ガイドブックとの対応関係を整理し、ガイドブックの構成や記述項目の追加・修正などが必要な項目を整理した。課題の整理にあたっては、関係者の立場の相違などを考慮した。

表 3-1 既存のガイドブックとの対応関係 (1/7)

文献の指摘事項・立場			ガイドブックの 対応項目
自治体	障害当事者団体・高齢者団体	事業者・施設管理者	
第1章 ガイドブックの概要			
		・自治体向け（基本構想作成者）の認識が強く、ガイドブックの存在を認知していない場合が多い。	10 頁 2. ガイドブックの目的と位置づけ
・基本構想作成はさまざまな効果が挙げられているものの、未策定の市町村には知られていないことが予想される。			12 頁 3. 基本構想作成の効果
第2章 基本構想の作成体制			
・基本構想作成に携わる人材が不足している。 ・福祉関連部署、都市計画・道路関連部署のいずれが担当部署となった場合でも、それぞれの専門知識が不足している。 ・業務の一部はコンサルタント会社に委託している場合が多い。			20 頁 2. 庁内体制の構築（概要）

表 3-1 既存のガイドブックとの対応関係 (2/7)

文献の指摘事項・立場			ガイドブックの 対応項目
自治体	障害当事者団体・高齢者団体	事業者・施設管理者	
<ul style="list-style-type: none"> ・他部局のバリアフリーに対する意識が低く、十分に連携が図れていない。 ・担当者の異動等による引継ぎ面での課題がある。 ・庁内の密接な連携を促進することが課題となっている。 ・市町村の裁量の範囲と国の支援内容などの役割分担を明確にすることが課題となっている。 			20 頁 2. 庁内体制の構築 (2-2 庁内検討組織の構築)
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会には、基本構想作成対象地区の自治会が参加している場合もある。 			22～23 頁 3. 協議会の設置・運営 (3-1 協議会の構成)
<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は偏りが無いように選出しているが、発言者が限られる場合が多い。 ・関係者への配慮事項が多く、調整等が困難なことがある。 ・住民参加や協議会運営などのノウハウ提供を求める声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一回当たりの開催時間が短いので、十分な議論をするためには、事前資料送付や事前意見交換が有効。 ・障害の種別によっては内容の理解に時間がかかるため、会議時間に余裕を持たせる等の配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議論自体は一方通行になることも多く、建設的な議論をするためには工夫が求められる。 	23 頁 3. 協議会の設置・運営 (3-2 協議会運営に関する留意点)
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催には労力を要するため、関係者会議とした。 			24 頁 3. 協議会の設置・運営 (3-3 協議会を設置しない場合)

表 3-1 既存のガイドブックとの対応関係 (3/7)

文献の指摘事項・立場			ガイドブックの 対応項目
自治体	障害当事者団体・高齢者団体	事業者・施設管理者	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加の手法や周知方法は自治体により様々だが、意見が集まりにくいという実情がある。 ・パブリックコメントは寄せられる意見も少なく、形式的なものに陥っている市町村も多いとみられる。 ・多くの市町村でワークショップが開催されているが、多様な障害者や高齢者の参加にはなっていないと考えられる場合も見うけられ、その内容についても必ずしも十分ではないことが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会での発言内容全てに対応することは現実的に困難であることから、行政側の調整能力が求められる。 ・計画策定プロセス、意思決定プロセスへの実質的な市民・当事者参加を指向した参加デザイン及びマネジメントが課題。 ・市民・当事者の幅広い意見聴取を行う一方で、特定課題について議論を深く掘り下げような参加デザインが重要。 		25～26 頁 4. 住民参加と意見の反映 (4-1 住民参加手法と特徴)
<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象が多く、関係者も多岐にわたるため調整が難しい。 			29 頁 5. 民間事業者との調整 (5-1 民間事業者との連絡・調整の体制づくり)
第 3 章 基本構想の内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・目標とするサービス水準、整備水準等を明示してほしい。 			34 頁 1. 全般的な留意点 (1-1 目標の明確化)
<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想作成以前の条例と整合が図れていない。 ・他の法令や計画との整合性も考慮する必要がある。 			34 頁 1. 全般的な留意点 (1-2 各種計画等との整合)
<ul style="list-style-type: none"> ・特定旅客施設を含まない地区の重点整備地区への位置づけも今後の課題である。 ・重点整備地区の設定は客観性や透明性を高めるべきだが、基準が明確でないため、独自に行おうとすると不安が残る。 			42 頁 3. 重点整備地区の設定 (3-1 重点整備地区の要件等)

表 3-1 既存のガイドブックとの対応関係 (4/7)

文献の指摘事項・立場			ガイドブックの 対応項目
自治体	障害当事者団体・高齢者団体	事業者・施設管理者	
<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設に位置づけるべき施設の要件が抽象的で、どの施設を設定すればよいかわかりにくい。 多数の旅客施設が分布する市町村においては、すべてについて重点整備地区を設定することが困難な状況にあることから、客観的な評価による地区選定方法を工夫することが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路については、四方向からのアクセスや避難経路についても設定されるとよい。 		<p>48 頁</p> <p>4. 生活関連施設・生活関連経路の設定 (4-2 生活関連経路の設定)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業者側の費用負担、社内調整等の問題があるため表現方法に苦慮している。 予算や事業者側の意識問題等で、特定事業計画の作成が進まない自治体が多い。 特定事業計画作成や事業完了の時期が未定の理由は、いずれも「関連計画・事業との調整が必要」「関係事業者との調整が必要」「事業費の確保が困難・未確定」が多かった。 民間建築物等の位置づけは、個々の事業者との調整に手間がかかり、現状ではどのように誘導していったらよいかわからない。 特定事業の位置づけを明確にするとともに、特定事業計画を作成する目標を記載することが、事業を円滑に進めるうえで重要である。 特定事業に位置づけるべき建築物の目安を示すなどの方策が求められる。 		<ul style="list-style-type: none"> ハード整備には多額の費用がかかるため、補助金等の交付がないと実施が難しい。 交通安全特定事業では、特定事業としての位置づけが明確化され、特定事業計画の作成が進み、事業の進捗も早い。 バス事業者が特定事業計画の作成が義務だと認識していない。 	<p>50 頁</p> <p>5. 特定事業 (5-2 特定事業に関する記載事項)</p>

表 3-1 既存のガイドブックとの対応関係 (5/7)

文献の指摘事項・立場			ガイドブックの 対応項目
自治体	障害当事者団体・高齢者団体	事業者・施設管理者	
<ul style="list-style-type: none"> ・効果は、実施回数等ではか目に見える数字（効果）が出ず、ハード整備と手法や効果の見え方が異なるため、福祉部局との連携等が必要である。 ・バリアフリー体験や講座等の効果検証が難しい。 ・具体的な取組内容や実施体制、スケジュール等を示している事例はわずかであった。 ・ソフト面のバリアフリー施策も重要であり、基本構想における具体的な取組内容の記載を促進していくことが重要。 ・バリアフリー化された施設について、なぜそれを必要とする人がいるのかを十分に理解していない人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード整備が難しい箇所についてはソフト施策が有効であるため、記述内容の充実が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を推進していくためには、心のバリアフリー対策も重要である。 	<p>55 頁</p> <p>8. ソフト施策（概要）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用者が少ないため、生活関連経路のバリアフリー化への理解を得ることが難しい。 ・気候や地理的条件をハード整備で解消することは難しい。 			<p>59 頁</p> <p>9. 地域特性に応じた施策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・積雪寒冷地での施策には維持費がかかる。 			<p>59 頁</p> <p>9. 地域特性に応じた施策</p> <p>(9-1 積雪寒冷地における歩行空間の積雪・凍結対策)</p>

表 3-1 既存のガイドブックとの対応関係 (6/7)

文献の指摘事項・立場			ガイドブックの 対応項目
自治体	障害当事者団体・高齢者団体	事業者・施設管理者	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財施設との調整やその実施内容の可否判断が難しい。 ・基本構想作成は市民目線で行っているため、観光地や景観等の地域特性を考慮している自治体は少ない。 			61 頁 9. 地域特性に応じた施策 (9-3 景観等への配慮)
<ul style="list-style-type: none"> ・整備完了後の事後評価の手法について悩んでいる。 ・継続協議会を設置して、進捗管理をしている自治体が多い。 ・アウトカム指標が重視される傾向にあるが、それに見合う指標がなく苦慮した。 ・事後評価に関しては、市民参加の方法や、評価基準などが定まっておらず、研究の余地があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後に、当事者に意見を求められないので不満が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業により生まれる不都合等もあるため、事後の検証は必須である。 	63 頁 10. 基本構想の進行管理
第 4 章 特定事業計画の作成に向けて			
<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業計画の作成までの期間を具体的に示してほしい。 			72 頁 1. 特定事業計画の作成に向けて (概要) (1-1 特定事業計画の作成時期)
参考資料			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別の特性については全体的に見直し、対象についても認知症を含む等の再検討をした方がよい。 		74~79 頁 1. 障害種別の特性

表 3-1 既存のガイドブックとの対応関係 (7/7)

文献の指摘事項・立場			ガイドブックの 対応項目
自治体	障害当事者団体・高齢者団体	事業者・施設管理者	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方運輸局が実施しているバリアフリープロモーターの派遣制度や基本構想作成セミナーについて認知している自治体が少ない。 ・他自治体等、個別事例に関して充実させてほしい。 ・国や地方運輸局の相談窓口を掲載してほしい。 ・ガイドラインによって表現方法が異なるため、解釈などが難しい。 ・地方部の特性ではないが、財政状況が厳しい。 ・基本構想策定体制に係る参考事例などの情報を積極的に提供するとともに、市町村からの個別の相談への対応を強化するなど、支援を充実していくことが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見が反映されない要素には自治体の財政状況も含まれると思うので、国からの支援をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に対して日頃からバリアフリーに関する意識啓発を進めるとともに、バリアフリー化のためのディテールの整備手法の普及、優遇措置や資金援助などのインセンティブの構築も必要。 	<p>80 頁</p> <p>2. バリアフリー化のための 主な支援策</p>
全体			
<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語を解説する用語集があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に言葉づかいや表現が難しい。 		

3. 2 ガイドブック見直しの方向性に関する整理

「3. 1 既存のガイドブックとの対応関係」で整理したガイドブックの修正等が必要と思われる項目について、現行の記述の課題及び見直しの方向性（案）をまとめ、有識者及び障害当事者団体に提示して意見を求めた。その結果について、次頁以降の表のとおり整理した。

表 3-2 ガイドブック見直しの方向性に関する整理

第1章 ガイドブックの概要

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
6頁 1. バリアフリー新法と基本構想制度が目指すこと				<p>(有識者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会環境の変化を踏まえ、基本構想の質的なレベルアップを図るためにも見直しが重要。 ・ 基本構想作成が目的ではなく、地域福祉や障害者福祉プランに落とし込むことが重要。 ・ 基本構想を作成する際には、既存の計画等との整合性をどのように図っていくのかについて書いておく必要がある。 ・ ガイドラインの前文を要約して掲載したほうがよい。 <p>(当事者団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者が暮らしやすい」、「移動の自由」という視点が示されているとよい。 ・ 基本構想作成の理念や概念を掲載した方がよい。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
10 頁 2. ガイドブックの目的と位置づけ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 頁に掲載されている基本構想作成件数が平成 20 年のデータである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新のデータに更新する。 	
12 頁 3. 基本構想作成の効果	<p>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想作成はさまざまな効果が挙げられているものの、未策定の市町村には知られていないことが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 頁の市町村アンケートの結果が平成 19 年 3 月のデータである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村アンケートを実施するなどし、基本構想作成の効果を最新の情報に更新する。 	<p>(有識者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者のナマの声を掲載した方が効果的ではないか。 ・ 基本構想を作成しなければ解決できなかった具体事例を挙げ、作成のメリットを記載する。 （例：羽田空港国際線ターミナル、芦屋市等） <p>(当事者団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想の作成、構想に基づく取り組みが、自治体のバリアフリーに対する姿勢を示すことになり、イメージアップにもつながると記載できないか。
15 頁 4. ガイドブックの構成				<p>(当事者団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 章ごとに色分けされ、構成やステップ段階が分かりやすい。 ・ ガイドブックの構成（15 頁）については、構成を理解した上で読み進める必要があることから、一番最初に掲載したほうがよいのではないか。 ・ 文字が多いより、イラストが多用されているほうが分かりやすい。その際、イラストは著作権フリー等の素材を使用する等し、他媒体での二次利用が可能になるとよい。

第2章 基本構想の作成体制

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
18頁 1. 基本構想の作成体制と流れ				(当事者団体) ・ トップダウンで実施している自治体は、作成が進みやすい傾向にある。
20頁 2. 庁内体制の構築（概要）	(自治体) ・ 基本構想作成に携わる人材が不足している。 ・ 福祉関連部署、都市計画・道路関連部署のいずれが担当部署となった場合でも、それぞれの専門知識が不足している。 ・ 業務の一部はコンサルタント会社に委託している場合が多い。	・ 20頁に「庁内関連部局で構成する検討組織を立ち上げることが考えられる」とあるが、人材不足等により組織の立ち上げが現実的には難しい場合がある。	・ 都市部局と福祉部局等、組織内での関係者同士の連携が大切であるという点に重きを置いた記述とするなど、検討組織を立ち上げられない場合の体制構築に関する記述を充実させる。	
20頁 2. 庁内体制の構築（2-2 庁内検討組織の構築）	(自治体) ・ 他部局のバリアフリーに対する意識が低く、十分に連携が図れなかった。 ・ 庁内の密接な連携を促進することが課題となっている。 ・ 担当者の異動等による引継ぎ面での課題がある。	・ バリアフリー化にかかわる関連部局の意識を高めるための具体的な方策が示されていない。 ・ 人事異動等による引継ぎの際の留意点については記述がない。	・ バリアフリー出前講座の活用等、職員に対するバリアフリー意識向上策を紹介する。 ・ 前任者からの引継ぎ、引継ぎ後であっても連携を図れるようにしておくことが重要であることを記載する。 ・ 当事者団体との調整事項等についても、きちんと引き継ぐことが重要であることを記載する。 ・ 資料作成における工夫や、引継ぎ方法の好事例を収集し、紹介する。	(有識者) ・ 引継ぎの問題解決方策として、継続協議会の設置も考えられる。 ・ 引継ぎより、いかに安定した体制が構築できるかが重要。 (当事者団体) ・ 業務の引継ぎ事項以外に、関係者との接触方法や意思疎通の留意事項等についてももれなく引き継ぐことが、課題解決の一つの方策として考えられる。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
22～23 頁 3. 協議会の設置・運営 (3-1 協議会の構成)	(自治体) <ul style="list-style-type: none"> 協議会には、基本構想作成対象地区の自治会が参加している場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 23 頁の (5) その他で「地元町会・自治会、商店街の代表者が参加する事例も見られます」と記述されているのみである。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元関係者を交えた議論は必須であり、住民参加の観点からも重要度は高いため、現行のガイドブックで「その他」に分類される、地元町会・自治会等を独立項目として扱う。 	(有識者) <ul style="list-style-type: none"> 協議会に参加する当事者団体は、団体代表者の場合が多いが、偏りが出ないようにバランスを整える必要がある。 地域によっては、協議会構成員に文化庁職員を入れている事例もあるが、そうした事例を掲載したらよいのではないか。 (当事者団体) <ul style="list-style-type: none"> 協議会メンバーには、様々な観点から幅広く意見を言える人が選出されるのがよい。 障害種別によりニーズが異なるため、それぞれの当事者をメンバーに入れるべきである。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
<p>23 頁</p> <p>3. 協議会の設置・運営 (3-2 協議会運営に関する留意点)</p>	<p>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者は偏りがないように選出しているが、発言者が限られる場合が多い。 関係者への配慮事項が多く、調整等が困難なことがある。 住民参加や協議会運営などのノウハウ提供を求める声がある。 <p>(当事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害の種別によっては内容の理解に時間がかかるため、会議時間に余裕を持たせる等の配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 23 頁に「協議会運営に関する留意点」とあるが、協議会に参加できない者に対するフォローアップの方法が記載されていない。 23 頁の「協議会運営に関する留意点」には、協議会会場の選定等における留意点が記載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会に参加できない団体から意見収集方法及びフォローの仕方について記載する。 協議会で発言しやすい工夫を行っている事例を紹介する。 通常の会議とは異なり、車いすでの来場が容易な会場を選定する必要があったり、手話通訳や要約筆記のボランティア等の手配が必要となったりする場合がある等、開催に際しての留意点を記載する。 	<p>(有識者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民部会や事業者部会等の下部組織のあり方については丁寧に書いた方がよい。 <p>(当事者団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者との関わり方や、当事者の考えを聞くことが重要。 メンバーがバランスよく発言できるような進行管理が望ましい。 聴覚障害者が十分に議論するためには、専門性の高い意思疎通を行うことのできる手話通訳者や要約筆記者が必要である。 聴覚障害者は、手話通訳者又は要約筆記者を通して、会議の内容を掴み、発言しているため、健聴者が進めている会議スピードについていくことが困難となる場合があるため、会議時間に余裕を持たせる等の配慮が必要である。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
23 頁 3. 協議会の設置・運営 (3-2 協議会運営に関する留意点)	(事業者・施設管理者) <ul style="list-style-type: none"> ・議論自体は一方通行になることも多く、建設的な議論をするためには工夫が求められる。 (当事者) <ul style="list-style-type: none"> ・一回当たりの開催時間が短いので、十分な議論をするためには、事前資料送付や事前意見交換が有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・23 頁に「協議会運営に関する留意点」とあるが、協議会に参加できない者や、発言が苦手な参加者に対するフォローアップの方法が記載されていない。 ・協議会開催時に想定される課題点や対応策に関する記述がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会以外の場での意見収集方法について紹介する。 ・協議会を円滑に運営している事例を収集し、好事例として紹介する。 ・限られた時間の中で、十分な議論が行われている事例を収集し、好事例として紹介する。 ・協議会以外の場で、関係団体との意見交換の場を設けるなど、日頃からの連携の重要性について解説する。 	(有識者) <ul style="list-style-type: none"> ・説明だけで理解できない内容は、ワークショップを通じて理解してもらうことが効果的。 (当事者団体) <ul style="list-style-type: none"> ・協議会参加者が、当事者とワークショップに参加するなどし、問題点を確認できると議論が進むのではないかと。
24 頁 3. 協議会の設置・運営 (3-3 協議会を設置しない場合)	(自治体) <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催には労力を要するため、関係者会議とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・24 頁に「協議会を設置しない場合」の対応策が記載されているが、協議会設置が前提となっているため内容が十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会開催に負担を感じる自治体があることも事実であるため、協議会を開催しない場合の事例や具体的な方策についても掲載する。 	(有識者) <ul style="list-style-type: none"> ・議論により調整できたり決着できたりする内容もあるため、意見交換が円滑に進む方法を紹介するのがよい。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
25～26 頁 4. 住民参加と意見の反映 (4-1 住民参加手法と特徴)	<p>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加の手法や周知方法は自治体により様々だが、意見が集まりにくいという実情がある。 ・パブリックコメントは寄せられる意見も少なく、形式的なものに陥っている市町村も多いとみられる。 ・多くの市町村でワークショップが開催されているが、多様な障害者や高齢者の参加にはなっていないと考えられる場合も見うけられ、その内容についても必ずしも十分ではないことが懸念される。 <p>(当事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会での発言内容全てに対応することは現実的に困難であることから、行政側の調整能力が求められる。 ・計画策定プロセス、意思決定プロセスへの実質的な市民・当事者参加を指向した参加デザイン及びマネジメントが課題。 ・市民・当事者の幅広い意見聴取を行う一方で、特定課題について議論を深く掘り下げるような参加デザインが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・26 頁に「住民参加手法とその特徴」がまとめられているが、パブリックコメント等の回収率向上策などの具体事例は掲載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの回収率向上策の具体的な事例や、新たな住民参加手法の事例を紹介する。 	<p>(有識者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー事業に関しては、直接的な関係者が少なく、事業実施によるマイナス面が特に見られないことからパブリックコメントは適していない可能性もある。 ・広報を行っても、市民が気づいていない可能性があり、周知方法の拡充が必要。 ・新たな参加手法ではなく、自治会や町内会等の既存の組織のサポートや支援体制を整えて活用していくのがよい。 ・子育て経験者等、実際に不便な思いを経験したことのある人の方が、バリアフリーに対する理解もあるため、意見を聴取しておく必要がある。 ・ヒアリングやアンケートによる集まった意見は、協議会での発言と同等に扱われるよう配慮する必要がある。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
29 頁 5. 民間事業者との調整 (5-1 民間事業者との連絡・調整の体制づくり)	(自治体) ・整備対象が多く、関係者も多岐にわたるため調整が難しい。	・30 頁に「関係事業者との調整を円滑に進めるための工夫」が掲載されているが、具体的な事例は掲載されていない。	・関係事業者との連携が円滑に行えている事例や協議会の下部組織を立ち上げている事例を、地域特性等を考慮した上で紹介する。	(有識者) ・駅のバリアフリー化についてはどのような観点で行うのか、方向性を示していく必要があるのではないかと。 ・鉄道事業者のように広域で活動している事業者は、特定地域だけではなく、全体バランスを考慮する必要があることから、上位組織が協力・関与する必要がある。

第3章 基本構想の内容

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
34 頁 1. 全般的な留意点 (1-1 目標の明確化)	(自治体) ・目標とするサービス水準、整備水準等を明示してほしい。	・目標とするサービス水準や整備水準等については記載がない。	・明確な基準を示すことは難しいものの、自治体で目標を明確にすることは取り組みを進める上で有効であることを記載する。	(当事者団体) ・バリアフリーを面的に捉え、都市構想との関わりの中で作成する必要があることを明示した方がよい。 ・高い目標よりも具体的な計画が重要であり、核となる部分を決めて段階を踏んで実行可能な計画とすることが必要。 ・最低限のラインを示し、地域特性や当事者団体との調整の中で肉付けしていけるようなフォーマットは提示できないか。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
34 頁 1. 全般的な留意点 (1-2 各種計画等との整合)	(自治体) ・基本構想作成以前の条例と整合が図れていない。 ・他の法令や計画との整合性も考慮する必要がある。	・ガイドブック作成以降に制定された法令や国の方針等について記載がない。	・どのような法令や計画との整合を考慮していく必要があるか、最新の状況を踏まえて記載内容を充実させる。	
42 頁 3. 重点整備地区の設定 (3-1 重点整備地区の要件等)	(自治体) ・特定旅客施設を含まない地区の重点整備地区への位置づけも今後の課題である。	・42 頁に「重点整備地区の要件等」は示されているが、選定に際してのプロセスは明示されていない。	・定性評価や定量評価の手法については、今後検討の余地があると思われる。重点整備地区選定までの具体的方法については、複数の自治体の事例を例示することが有効と考える。	(有識者) ・自治体により特性は異なるが、判断基準の知見を有さない自治体もあるため、選定の観点を示すために具体的な事例紹介をすることが考えられる。
48 頁 4. 生活関連施設・生活関連経路の設定 (4-2 生活関連経路の設定)	(当事者) ・生活関連経路については、四方向からのアクセスや避難経路についても設定されるとよい。	・現行のガイドブックは東日本大震災以前に作成されたものであり、発災時の対応等に関する記述がない。	・大規模震災の発生も懸念され、各方面での取り組みも進められている現状を踏まえ、避難経路の検討を重ねる努力が必要であることを記載する。	(有識者) ・避難経路の検討は必要である。 ・生活関連経路と避難経路が重なるように努力する必要がある。
50 頁 5. 特定事業 (5-2 特定事業に関する記載事項)	(自治体) ・事業者側の費用負担、社内調整等の問題があるため表現方法に苦慮している。 ・予算や事業者側の意識問題等で、特定事業計画の作成が進まない自治体が多い。	・特定事業の実施者が民間事業者である場合に考えられる課題や、対応方針に関する記述がない。	・対象施設の種別ごとに、どのような課題が考えられるか、また対応の具体事例を掲載する。	(有識者) ・民間施設であっても、公的な性格を持つ施設に関しては可能な限り選出したほうがよい。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
55 頁 8. ソフト施策 (概要)	(当事者) <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー化された施設について、なぜそれを必要とする人がいるのかを十分に理解していない人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフト施策の推進例や事例は記載されているが、なぜそれが必要かについては記述がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に応じてどのようなバリアフリー化が必要とされているのか、具体事例を広く紹介することが、ソフト施策にも有効であることを記載する。 	(有識者) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対して、障害当事者に関する広報活動を継続的に行っていくことが重要。 ・ バリアフリー法には高齢者も含まれているため、障害当事者が少ない地域等であっても、今後の社会を考えると、基本構想は自分たちにも係る問題として理解してもらう必要があるだろう。高齢者視点でのバリアフリー観点の記載があっても良い。 ・ 高齢者対策や地域コミュニティ活性化の観点も事例に含められるとよい。(例：島根県多伎町) (当事者団体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報保障の必要性について記載してほしい。 ・ 視覚障害者が見やすい色やコントラストに関する具体事例を掲載してほしい。 ・ バリアフリー教室の紹介欄に、聴覚障害者の疑似体験、介護体験の例も含めてほしい。
59 頁 9. 地域特性に応じた施策	(自治体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用者が少ないため、生活関連経路のバリアフリー化への理解を得ることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査での自治体ヒアリングの結果、現行ガイドブックの記述以外にも地域特性に応じた施策が挙げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査でのヒアリング結果や、必要に応じて自治体にアンケート調査を行うなどし、最新の内容を掲載する。 	(有識者) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方部と都市部では対応が異なり、地方部ではモビリティ等の交通サービス充実の検討、都市部ではバリアフリー化の推進といった区別が必要となる可能性がある。 ・ 機関分担率の実態を把握しておくことも考えられる。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
59 頁 9. 地域特性に応じた施策				（有識者） ・ 地方の事例は積極的に掲載すべき。積雪寒冷地では雪氷学会のレポート等も参考になる。
61 頁 9. 地域特性に応じた施策 (9-3 景観等への配慮)	（自治体） ・ 文化財施設との調整やその実施内容の可否判断が難しい。	・ 事業化の可否を自治体の権限で決められない場合の事例が掲載されていない。	・ 上級官庁への問い合わせや確認が必要な事例を掲載する。	（有識者） ・ 観光地の中には、設置背景や歴史的背景を考慮する必要がある施設もある。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
<p>63 頁</p> <p>10. 基本構想の進行管理</p>	<p>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備完了後の事後評価の手法について悩んでいる。 ・アウトカム指標が重視される傾向にあるが、それに見合う指標がなく苦慮した。 ・事後評価に関しては、市民参加の方法や評価基準などが定まっておらず、研究の余地があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・67 頁に「アウトカム効果の測定」として倉敷市の事例が掲載されているが、どの事業に対してどのような指標を用いるのが適切かは明示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容により指標は異なるため、明示することは難しいと考えられるが、より具体的な事例の掲載を検討する。 	<p>(有識者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体ごとに特性が異なるため、指標を統一することは難しいが、個別の具体例を掲載することは評価方策検討の一助となりよいのではないかと。 ・バリアフリー化により、障害当事者の自立と社会参加の機会が増加したことが分かる等、目的が明確であれば進行管理もしやすくなるだろう。 ・従前従後の変化を捉えられるよう、データを把握しておくことも考えられる。データとして何を把握する必要があるかは、今後の検討課題である。 ・制約を除去した数がアウトカムになるのではないかと。 ・長期的な視点での指標については、検討の必要がある。 ・バリアフリーは社会モデルとして重要であり、非集計モデルでの測定も必要。 <p>(当事者団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行可能な計画の下、段階を経てスパイラルアップを図ることが重要。 ・他都市の基本構想の進行状況を紹介すればよいのではないかと。

第4章 特定事業計画の作成に向けて

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
72 頁 1. 特定事業計画の作成に向けて (概要) (1-1 特定事業計画の作成時期)	(自治体) ・ 特定事業計画の作成までの期間を具体的に示してほしい。	・ 72 頁に「各事業者は基本構想作成後、速やかに特定事業計画を作成する必要があります。」と記述があるが、当該箇所が強調されていない。	・ 特定事業計画の作成者が誰であるのかを明記する。 ・ 特定事業計画提出までの期限を明記することを検討する。 ・ 作成者の負担を軽減するため、特定事業計画のフォーマット提供も考えられる。	

参考資料

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
74～79 頁 1. 障害種別の特性	(当事者) ・ 障害種別の特性については全体的に見直し、対象についても認知症を含む等の再検討をした方がよい。	・ 参考資料の「障害種別の特性」に認知症は含まれていない。	・ 対象とすべきかどうかについては今後の検討課題とする。	(有識者) ・ 認知症に関しても含めたほうが良い。全ての人を対象とすることを義務化するものではないが、必要である。 ・ 高齢者、ベビーカー利用者等の移動制約者についても丁寧に書いておいた方がよい。
80 頁 2. バリアフリー化のための主な支援策	(自治体) ・ 地方運輸局が実施しているバリアフリープロモーターの派遣制度や基本構想作成セミナーについて認知している自治体が少ない。	・ 現行のガイドブックでは制度が紹介されていない。	・ 制度紹介のページを新規に設ける。	(有識者) ・ 地方運輸局や地方整備局が自治体に出向き、作成をサポートする必要があるのではないか。

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
80 頁 2. バリアフリー化のための主な支援策	(自治体) ・国や地方運輸局の相談窓口を掲載してほしい。	・現行のガイドブックでは相談窓口が記載されていない。	・相談窓口を記載する。	
80 頁 2. バリアフリー化のための主な支援策	(自治体) ・地方部の特性ではないが、財政状況が厳しい。 (当事者) ・意見が反映されない要素には自治体の財政状況も含まれると思うので、国からの支援をお願いしたい。	・80 頁に「バリアフリー化のための主な支援策」が掲載されているが、法律改正等により最新の情報でない可能性がある。	・事業実施時に活用可能な補助金について、分かりやすくまとめる。補助金は制度変更などにより新設・廃止される可能性もあるため、ガイドブックではなくホームページ等で公表することも考えられる。	(有識者) ・現在も国土交通省ホームページに掲載されていると思うが、検索方法やキーワード等の手掛かりとなるものはガイドブックに掲載されているとよい。

全体

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
全体 ・ガイドブックの分かりやすさ	(自治体) ・専門用語を解説する用語集があるとよい。 (当事者) ・全体的に言葉づかいや表現が難しい。	・「特定旅客施設」や「道路特定事業」等、業務関係者以外にはなじみのない用語が含まれる。	・本来は自治体（作成者）向けのガイドブックであるが、基本構想作成には当事者や施設管理者等も関与するため、表現方法等を改める、もしくは当事者・施設管理者向けに概要を記載した別冊を作成するといった対応も考えられる。	

ガイドブックの項目	ヒアリングにより得られた意見等	ガイドブックの課題	見直しの方向性（案）	有識者・当事者から示された方向性（案）
全体 ・ガイドブックの構成				（当事者団体） ・全体的に事例数を増やすのであれば、参考資料として項目ごとの事例集があるとよいのではないか。 ・具体事例は、それぞれの自治体の実感に近いものを参考にしやすくなり、基本構想作成へのハードルが下がることを期待されるので、よいと思う。